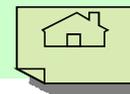


住宅借入金等特別控除の拡充等

消費税率引上げに伴う税負担の増加による影響を平準化するための処置です。



25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
現行制度は、平成25年12月31日まで。													
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
現行制度延長				拡充制度適用 – 平成29年12月31日まで。									

一般住宅	現行制度	拡充制度
借入限度額	2000万円	4000万円
控除率	1%	1%
1年あたりの控除限度額	20万円	40万円
最大控除額	200万円	400万円

増改築も、同様。

特定増改築等	現行制度	拡充制度
借入限度額A	200万円	250万円
控除率	2%	2%
1年あたりの控除限度額	4万円	5万円
借入限度額B	800万円	750万円
控除率	1%	1%
1年あたりの控除限度額	8万円	7.5万円
最大控除額	60万円	62.5万円

借入限度額Bは、借入限度額Aを超える金額です。

他に、借入金でなく、自己資金にて行った場合の税額控除制度もあります。

認定住宅	現行制度	拡充制度
借入限度額	3000万円	5000万円
控除率	1%	1%
1年あたりの控除限度額	30万円	50万円
最大控除額	300万円	500万円

認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいう。

他に、借入金でなく、自己資金にて行った場合の税額控除制度もあります。

給付措置も、
検討されていますが、
具体的な内容は、決まっています。
(平成25年5月31日現在)

平成25年9月までの契約により、消費税の経過措置により5%税率の適用となる場合には、
控除枠が拡大する新しい住宅借入金等特別控除の適用はない。
住宅の対価に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合に限ると記載がある。(特定取得といいます。)
両方を享受できないように考慮されている。

所得税・住民税が変わります。

東日本大震災の復興財源として、所得税・住民税の復興特別税が課せられます。



所得税

平成25年

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
2033	2034	2035	2036	2037					

平成49年

所得税は、平成25年1月より、25年間、復興特別所得税として、所得税の2.1%が充てられます。

所得税率	5	10	20	30	40	%
合計税率	5.105	10.21	20.42	30.63	40.84	%

給与の源泉徴収についても、平成25年1月支払の給与より、復興特別所得税が加算されて天引きされます。利子、配当を受領したときも、同様。

住民税

平成26年

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

平成35年

個人住民税の均等割の税率が上がります。

	現行	加算後
市町村民税	3,000	3,500
県税	1,000	1,500

500円ずつ増加します。